

長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、長岡京市における児童の安全対策事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、長岡京市PTA連絡協議会（以下「PTA」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、児童の安全対策に係る事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める事業の実施に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、予算で定める額の範囲内とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付申請は、児童の安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 児童の安全対策事業実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 規約（会則）の写し

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、児童の安全対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりにPTAに通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱に基づく事業に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助の目的に反し補助金を使用した場合は、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末日までに事業終了報告書に關係書類を添付して市長に提出しなければならないこと。
- (4) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(6) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(事業計画の変更及び承認)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた後、事業計画の変更をしようとするときは、児童の安全対策補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、児童の安全対策補助事業計画変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第9条 事業の完了後、児童の安全対策補助事業終了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して事業の完了した年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 児童の安全対策補助事業実績報告書（様式第5号の2）

(2) 収支決算書（様式第5号の3）

(3) 事業実施に関する資料

(確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、児童の安全対策事業補助金確定通知書（様式第6号）によりPTAに通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けたPTAは、児童の安全対策事業補助金交付請求書（様式第7号）により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受け付けた場合は、PTAに対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第12条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、PTAに対して命ずることができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第13条 市長は、補助事業の性質上特に必要と認めるときは、第11条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受ける場合は、児童の安全対策事業補助金概算交付請求書（様式第8号）に第7条の交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由書を添付して市長に提出しなくてはならない。

（補助金の交付取消し等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定又は確定を取消し又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

2 前項の規定により取消し又は変更する場合は児童の安全対策事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第9号）によりPTAに通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて児童の安全対策事業補助金返還命令通知書（様式第10号）により補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、PTAに対して、その差額を期限を定めて返還させなければならない。

3 市長は、前項の場合において、補助金の返還が納期限までにされなかったときは、PTAに対し、規則第16条の規定を適用するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

児童の安全対策事業補助金交付申請書

年度において、別紙計画により児童の安全対策事業を実施いたしますので、長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記金額の補助金を交付願いたく別紙関係書類を添えて申請いたします。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 児童の安全対策事業実施計画書（様式第 1 号の 2）
- (2) 収支予算書（様式第 1 号の 3）
- (3) 規則（会則）の写し

様式第1号の2（第6条関係）

年度 児童の安全対策事業実施計画書

団体名

月	事業内容	備考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

様式第1号の3（第6条関係）

年度 収支予算書

団体名

〔収 入〕

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
1 会費				
2 寄付金				
3 預金利息				
4 雑収入				
5 市補助金				
計				

〔支 出〕

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
1 事務費				
2 会議費				
(1)会場借上料				
3 事業費				
(1)研修費				
(2)安全対策費				
4 負担金、分担金				
計				

様式第2号（第7条関係）

長教 第 号
年 月 日

様

長岡京市長

児童の安全対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度児童の安全対策事業補助金については、長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱第7条に基づき下記条件を付して交付決定をしたので通知する。

記

1 補助金額 金 _____ 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱に基づく事業に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助の目的に反し補助金を使用した場合は、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末までに事業終了報告書に係る書類を添付して市長に提出しなければならないこと。
- (4) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

児童の安全対策事業計画変更承認申請書

長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、事業計画の変更をしたいので、下記の通り申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び決定年月日 申 請 年 月 日
決 定 年 月 日

3 変更理由

区 分		変 更 前		変 更 後	
事業内容		事業項目	金 額	事業項目	金 額
計					
財 源 内 訳	市補助金				
	自己資金				
	その他				
その他の参考事項					

様式第4号（第8条関係）

長教第 号
年 月 日

団体名

様

長岡京市長

児童の安全対策事業計画変更承認書

年 月 日付をもって申請のあった事業計画変更については、長岡京市
児童の安全対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記の条件を付して
承認する。

記

1 変更承認後補助見込額 金 _____ 円

2 承認条件

様式第5号（第9条関係）

平成 年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体等名

代表者名

児童の安全対策事業終了報告書

年度児童の安全対策事業を完了したので、長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 児童の安全対策業実績報告書（様式第5号の2）
- 2 収支決算書（様式第5号の3）
- 3 事業実施に関する資料

様式第5号の2（第9条関係）

年度 児童の安全対策事業実績報告書

団体名

月	事業内容	備考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

注：4月から翌年3月20日までに実施した事業を記入すること。

様式第5号の3（第9条関係）

年度 収支決算書

団体名

〔収 入〕

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
計				

〔支 出〕

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
計				

様式第6号(第10条関係)

長岡京市指令教第 号
年 月 日

様

長岡京市長

児童の安全対策事業補助金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令教第 号をもって交付決定した、 年度児童の安全対策事業に対し、長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

1 補助金確定額 金 _____ 円

2 交付決定額 金 _____ 円

長岡京市長 様

住 所
団体等名
代表者名

児童の安全対策事業補助金概算交付請求書

年度児童の安全対策事業補助金の概算交付を受けたいので、長岡京市児童の安全対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求内訳

(単位：円)

交付決定額	前回までの 受入済額	今回請求額	今後請求見込額

3 概算請求の理由

4 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

様式第10号（第15条関係）

長教 第 号
年 月 日

様

長岡京市長

児童の安全対策事業補助金返還命令通知書

年 月 日付（長岡京市指令教第 号）により交付決定通知をし、既に
交付した 年度の児童の安全対策事業補助金について、長岡京市児童の安全対策事
業補助金交付要綱第15条に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる額 金 _____ 円
- 2 返 還 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 返還を命ずる理由